第百二十三条第四項、第百三十二条の五第三項及び第百三十三条第三項	準用する	準用する。この場合において、同条第二項中「口頭弁論に係る電子調書に記録しなければ」とあるのは、「調書に記載しなければ」と読み替えるものとする
第百二十七条	前節（証人尋問）	前節及び法廷等の秩序維持に関する規則第十二条の三
第百二十九条の二	口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日又は進行協議期日	事件の期日
第百三十四条	第百八条（電子呼出状の記録事項等）	法廷等の秩序維持に関する規則第十二条の二において読み替えて準用する第百八条第一項
	の電子呼出状	の呼出状
	第二項、第四項及び第五項	第二項及び第五項並びに同規則第十二条の三第一項及び第二項
	、第百二十一条（傍聴人の退廷）及び	及び
第百四十条第三項	第九十九条（証拠の申出）第二項及び前二項の規定	前二項の規定
第百四十二条	記録すべき	記載すべき
第百四十六条第一項	裁判所書記官は、法	法
	画像情報を	原本、謄本又は抄本は、
第百四十六条第二項及び第百五十一条	第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）	法廷等の秩序維持に関する規則第十二条の二において読み替えて準用する第百四十二条及び同規則第十二条の五
	電子調書について	調書について
第百四十七条	第一項から第三項まで及び第百三十七条の二から前条まで	から前条まで（第百三十七条第二項から第四項まで、第百三十九条、第百四十三条第三項及び第百四十四条を除く。）
	の規定	及び法廷等の秩序維持に関する規則第十二条の五の規定